

中期目標策定に当たっての基本的考え方

県内製造業が、環日本海諸国等のアジア諸国を中心としたグローバルな大競争時代の中で、競争力を高めて新たな市場を切り開いていくには、技術開発や人材育成などの面で、より高度化かつ迅速化した産業技術センター(以下「センター」という。)の技術支援が求められる。
センターの地方独立行政法人化は行財政改革とは目的を異にするものであり、技術支援機能を強化し、本県産業の「自立化」と「高付加価値化」促進によって、産業競争力を高めることこそが唯一最大の目的。理事長の強力なリーダーシップの下、法人専任職員の配置など県から真に独立した組織により、本県が推進する「知の地域づくり」の担い手としての役割を果たすことを強く期待。

センターへのミッション

県内製造業及び関連産業における

- ・「付加価値額(営業利益に人件費と減価償却費を加えたもの)」
- ・「付加価値率(県内生産額に占める付加価値額の割合)」

の向上支援。(付加価値は「企業利益」増大の源泉となる「人」と「技術」の両輪から創出)

中期目標の期間

平成19年4月1日～平成23年3月31日(4年間)

県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化

現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも研究開発を継続的に進め、企業ニーズの動向に応じて、特定分野の研究開発を集中的に実施するなど、理事長のマネジメントの下、経営資源投入のバランスを判断していくこと。

企業ニーズの高い「技術支援(相談・現地指導、依頼試験、機器利用)」の利便性を向上させること。
(機器設備の計画的整備と開放、現地指導実施、検査メニュー充実、サービス提供時間の拡大 等)
職員の技術力向上、必要な研究員の採用等による企業からの技術相談への対応力を強化すること。
(個々の職員が技術支援のプロフェッショナル集団に生まれ変わる必要があること。)
「研究開発(共同研究、受託研究)」の実施に当たっては、企業ニーズや市場動向を的確に把握した上で、マーケット確保を常に意識した実用化研究を推進するとともに、職員の技術レベル向上の必要性等も勘案し、新事業創出に向けたシーズ開発等の「基礎研究」にも可能な限り多様な研究テーマを設定した上で取り組むこと。
(取り組むべき具体的な研究開発分野:「液晶等関連分野」、「食品開発分野」、「ライフサイエンス分野」、「製造技術分野」、「ナノテクノロジー・材料分野」、「環境・エネルギー分野」)
起業化に向けた技術・施設面での支援の実施により、雇用創出を促進すること。
(インキュベーション施設の積極的活用 等)

2 実践的産業人材の戦略的育成

これまでに培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。また、中期目標期間中において具体的な産業人材育成戦略を策定すること。
(国内外の技術動向に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受入れ、企業ニーズに応じて現地研修を行うなど、提供サービスを拡充すること。)

3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発

県内に集積する「液晶関連」及び「食品関連」産業のニーズに基づく人材育成及び研究開発を戦略的に実施するとともに、集積企業と県内外企業との連携を強化し、付加価値の高い新事業を創出することにより、国内市場や対岸諸国を含めたアジアワイドでのネットワーク拠点を構築すること。

「鳥取クリスタル・コリドール構想」:液晶関連企業を中心とした戦略
「健・食・知スマート・コリドール構想」:健康・食品・研究に関わる戦略

4 知的財産権の戦略的な取得と活用

研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めること。

(知的財産マネジメントサイクルの確立)

5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化

市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発(機能・製品デザイン等)への支援機能を強化すること。

一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、全国展開につながりうる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。

業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成

理事長のトップマネジメントのもと、実績に重きを置いたスピード感のある組織運営を行うこと。

(企業ニーズに即応した共同研究の実施、専門人材の確保や組織運営の見直し、公設試験研究機関や民間企業等への研修派遣による職員育成等の資金や人材の重点投入 等)

2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化

自主財源の確保に向け、市場原理に基づくサービス提供を実施すること。

外部競争的資金獲得や技術支援の効果的な展開につながるコーディネート機能の向上とともに、産業の自立化・高付加価値化につながる企業支援の達成に向け、効果的な「産学金官連携」を強化すること。

3 独自の業績評価システムの確立

評価委員会による業績評価結果を役員報酬(退職手当を含む。)に反映するなど、役員について成果主義に基づく給与体系を構築すること。

(理事長報酬については知事評価を併せて反映。)

職員の意欲向上と能力開発に向け、客観性の高い業績評価を行うとともに、その結果を具体的な給与決定及び人員配置等に反映させること。なお、評価基準等は予め明示するなど、透明性の高い評価システムを構築すること。

財務内容の改善に関する事項

1 外部資金その他自主財源の積極的確保

競争的資金等の外部資金の獲得とともに、試験機器の開放や知的財産権の実施許諾等により自主財源の確保に努めること。なお、知的財産権による実施料収入の職員への配分ルールについては、職員の研究開発へのインセンティブを損なわないようなルール設定とすること。

2 経費の抑制

運営費交付金を充当して実施する業務(臨時的経費及び職員人件費を除く。)については、中期目標期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行うこと。なお、経費の抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。

(業務の電子化など事務処理の簡素化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の導入など、業務効率化と経費節減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。)

県から交付される「運営費交付金」の算定ルール:

センターの業績達成に向けたインセンティブ向上を目的として、業績評価等に基づき一定額を増減させるルール設定とする。

その他業務運営に関する重要事項

1 コンプライアンス体制の確立と徹底

- ・法令遵守
- ・情報セキュリティ管理と情報公開の徹底
- ・社会貢献意識の徹底 等

2 環境負荷の低減と環境保全の促進

- ・省エネルギー及びリサイクルの促進
- ・環境マネジメント(ISO14001)の着実な実施

3 情報の共有化の徹底

事業実施に当たっては、中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、計画的に実施することとし、中期目標達成に向けた「県民に対する説明責任」を果たすこと。

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 中期目標（案）

基本的な考え方

県内唯一の工業系の技術支援機関である産業技術センター（以下「センター」という。）は、他都道府県の公設試験研究機関と比較して、一事業所当たりの技術相談・現地指導件数が圧倒的に多いなど、県内製造業を中心とした本県産業の技術高度化に向けた中核的推進機関である。

これまで、企業ニーズに対応した施設整備や迅速な意思決定に向けた本庁化などセンターの機能強化を進め、県内産業振興に大きな役割を果たしてきたところであるが、今後、県内製造業が環日本海諸国等のアジア諸国を中心としたグローバルな大競争時代の中で、競争力を高めて新たな市場を切り開いていくには、技術開発や人材育成などの面で、より高度化かつ迅速化したセンターの技術支援が求められる。

そこで、技術支援機能をより一層強化するために、センターを地方独立行政法人化するが、このたびの法人化は経費節減や公務員削減等の行財政改革とは目的を異にするものであり、本県産業の「自立化」と「高付加価値化」促進によって、産業競争力を高めることこそが唯一最大の目的である。

そして、かかる目的を達成するため、県内製造業及び関連産業における

「付加価値額（営業利益に人件費と減価償却費を加えたもの）」

「付加価値率（県内生産額に占める付加価値額の割合）」

の向上支援をセンターへのミッションとし、センターに本中期目標を指示するものである。

なお、事業実施に当たっては、「コンプライアンス」と「環境への配慮」を核とした内部統制によって組織体制を構築していくとともに、中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、計画的に実施することとし、中期目標達成に向けた「県民への説明責任」を果たさなければならない。

さらに、センターには、理事長の強力なリーダーシップの下、技術支援のプロフェッショナル集団として自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行い、法人専任職員の配置など県から真に独立した組織により、本県が推進する「知の地域づくり」の担い手としての役割を果たすことを強く期待するものである。

中期目標の期間

平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間とすること。

県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化

「自立化・高付加価値化」した企業への脱却に向け、県内企業が製品化などに当たっての技術的課題等を解決していく際、これまでセンターの研究成果や職員の専門的知識を活用した技術支援等の支援機能が大きな役割を果たしてきたが、今後とも、当該支援機能を継続的に発揮するとともに、さらに強化すること。

なお、支援実施に当たっては、現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも研究開発を継続的に進め、企業ニーズの動向に応じて、特定分野の研究開発を集中的に実施するなど、理事長のマネジメントの下、技術支援又は研究開発への経営資源投入のバランスを判断していかなければならない。

(1) 技術支援（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）

企業ニーズの高い「技術支援（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）」について、機器設備の計画的な整備と開放、現地指導の実施、検査メニューの充実、サービス提供時間の拡大など、利用企業の利便性を向上させること。

また、職員の技術力向上や必要な研究員の採用等によって企業からの技術相談への対応力を強化すること。なお、対応力の強化に際しては、センター個々の職員が技術力はもとより意識面においても技術支援のプロフェッショナル集団に生まれ変わる必要があること。

〔機器設備の整備について〕

- ・老朽化等により試験研究環境への悪影響が懸念される機器設備については、計画的な改修を実施し、職員はもとより、一般利用者の安全確保に努めるとともに、老朽化・故障等により不要となった機器設備については、安全管理上の観点から適宜処分すること。
- ・企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の達成に向け、老朽化した機器設備の更新のほか、企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施すること。

(2) 研究開発（共同研究、受託研究、基礎研究）

「共同研究及び受託研究」の実施に当たってセンターの機能を最大限に発揮し、研究成果の移転等を促進していくためには、企業ニーズや市場動向を的確に把握した上で、マーケット確保を常に意識した実用化研究を推進する必要がある、短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開につなげる観点での戦略的な研究テーマ設定が重要であること。

また、研究テーマは、県内企業の有する技術力や産業構造などを踏まえ、本県において応用できる分野や企業に技術移転できる分野等において設定することとし、選択と集中の観点で研究資源の重点的配分を推進するとともに、研究目標を明確化し県民・企業への説明責任を果たせるものとしなければならないこと。

さらに、職員の技術レベルの向上、新事業創出に向けたシーズ開発、及び今後発展が予想されるものの経営資源不足を背景とした研究開発リスクを回避するため、県内企業が取り組むことが困難な技術分野の強化等に向け「基礎研究」を継続的に実施することとし、企業ニーズや県内外の技術動向、さらには他の実用化研究の動向及び職員の育成計画等を踏まえて可能な限り多様な研究テーマを設定すること。

なお、研究開発は、計画的な研究テーマ設定に基づく実施を基本とするが、企業等の緊急の要請については、年度中途であっても研究テーマを設定し、柔軟に対応すること。

〔取り組むべき具体的な研究開発分野〕

〔「液晶等関連分野」、「食品開発分野」、「ライフサイエンス分野」、「製造技術分野」、
「ナノテクノロジー・材料分野」、「環境・エネルギー分野」〕

(3) 起業化を目指す事業者等への支援

新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等インキュベーション施設など研究開発の場を提供するとともに、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施し、県内産業活動の裾野拡大による雇用創出を促進すること。

また、講習会やセミナー、研究発表会等を通してセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。

2 実践的産業人材の戦略的育成

これまでに培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。また、中期目標期間中において具体的な産業人材育成戦略を策定すること。

なお、実施に当たっては、国内外の技術動向に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受入れ及び企業ニーズに応じて現地指導を行うなど、提供サービスを拡充すること。

3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発

県内に集積する「液晶関連」及び「食品関連」産業のニーズに基づく人材育成及び研究開発を戦略的に実施するとともに、集積企業と県内外企業との連携を強化し、付加価値の高い新事業を創出することにより、国内市場や対岸諸国を含めたアジアワイドでのネットワーク拠点を構築すること。

〔県の産業活性化戦略の具現化に向けた企業支援の展開〕

「鳥取クリスタル・コリドール構想」（液晶関連企業を中心とした戦略）

高度専門人材育成による企業技術力向上に向けた支援を実施すること。

なお、実施に際しては環日本海諸国等内外関係機関との連携を強化し、自立的かつ継続的な人材育成システム構築に向け貢献すること。

「健・食・知スマート・コリドール構想」（健康・食品・研究に関わる戦略）

豊富かつ高品質な水産物や水資源等の地域資源と県内シーズを有機的に結びつけた新事業創出の支援を実施すること。

また、都市エリア産学官連携促進事業等の産学官共同研究をきっかけとしたバイオ産業拠点の形成に取り組むこと。

4 知的財産権の戦略的な取得と活用

知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産マネジメントサイクルを確立すること。

また、知的財産権の取得及び活用に関して、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化すること。

5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化

企業における研究開発成果の実用化に向け、市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発（機能・製品デザイン等）への支援機能を強化すること。

また、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、全国展開につながりうる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。

業務運営の改善及び効率化に関する事項

自立性・機動性・透明性の高いセンター運営を行うためのマネジメントサイクルを確立するとともに、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の抜本的な改善を行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。

1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成

理事長のトップマネジメントのもと、実績に重きを置いたスピード感のある組織運営を行うこと。

また、組織・体制を継続的に見直しながら、企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応し、企業ニーズに即応した共同研究の実施、専門性の高い職員の育成や確保及び組織運営の見直し等、資金や人材等経営資源の重点投入を行うこと。

さらに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動の展開により、県内のセンター利用実績のない企業や新たに設立・進出した企業等の利用拡大を促進すること。

なお、センター支援機能強化に向けた職員の育成に当たっては、各種研修会への参加や公設試験研究機関・民間企業等への派遣の機会を拡充するなど、継続的に職員の資質向上を図るとともに、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成すること。また、具体的な人材育成プログラムを策定すること。

2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化

自主財源の確保に向け、市場原理に基づくサービス提供を実施すること。

また、外部競争的資金獲得や技術支援の効果的な展開につながるコーディネート機能を向上させるとともに、共同研究や産業人材育成など産業の自立化・高付加価値化につながる企業支援の達成に向け、効果的な「産学金官連携」を強化すること。

なお、連携体制構築に際しては、センターが積極的な役割を果たすこと。

3 独自の業績評価システムの確立

評価委員会による業績評価結果を役員報酬（退職手当を含む。）に反映するなど、役員について成果主義に基づく給与体系を構築すること。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映すること。

職員の意欲向上と能力開発に向け、客観性の高い業績評価を行うとともに、頑張った職員が報われるよう、その結果を具体的な給与決定及び人員配置等に反映させること。なお、評価基準等は予め職員に明示するなど、透明性の高い評価システムを構築すること。

財務内容の改善に関する事項

県内唯一の工業系の技術支援機関としての使命を果たせる経営基盤を確立するため、自主財源の積極的な確保や運営の効率化に基づく経費削減など、センターの財務内容の改善を図ること。

なお、センターの活動経費の大部分を占めることとなる県交付の運営費交付金について、センターの業績達成に向けたインセンティブをより向上させることを目的として、業績評価等に基づき一定額を増減させる算定ルールを設定する。

1 外部資金その他自主財源の積極的確保

企業や大学等との連携により積極的に競争的資金等の外部資金獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放や知的財産権の実施許諾等により自主財源の確保に努めること。

なお、知的財産権の実施許諾に伴う実施料収入額の内、センター収入額の2分の1に相当する額は県へ還元されることとするが、センターと職員間における配分ルールについては、職員の研究開発へのインセンティブを損なわないようなルール設定とすること。

2 経費の抑制

運営費交付金を充当して実施する業務（臨時的経費及び職員人件費を除く。）については、中期目標期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行うこと。

また、業務の電子化など事務処理の簡素化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の導入など、業務効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。

なお、経費の抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。

3 剰余金の適切な活用

発生した剰余金については、企業へのサービスや試験研究環境の向上等に寄与するよう、有効に活用する仕組みを構築すること。

その他業務運営に関する重要事項

1 コンプライアンス体制の確立と徹底

(1) 法令遵守

法令の遵守はもとより、センター職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対

する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。

また、法令遵守等に関して職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。

(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た秘密事項について管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう確実な防止対策を図ること。

また、情報公開関連法令に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。

(3) 労働安全衛生管理の徹底

職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。

また、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生管理基準を遵守すること。

(4) 職員への社会貢献意識の徹底

地域に活かされ、地域とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。

2 環境負荷の低減と環境保全の促進

(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進

業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めることとし、研究活動の実施、機器設備、物品の購入や更新等に際しては、省エネルギーやリサイクルの促進に努めること。また、廃棄物については、関連法令等に従い適切に処理するとともに、減量化に努めること。

(2) 環境マネジメントの着実な実施

ISO14001規格を遵守するなど、業務運営に伴う環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、予め定めた環境目標の達成に向け、継続的な見直しを実施すること。

3 情報の共有化の徹底

業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターのミッションに係る職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。

第一回地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会意見への対応状況

委員	中期目標（概要案）への主な意見	対応状況
千葉委員 （委員長）	<p>数値目標を設定しないと組織と人はなかなか動かないもの。組織の役割、ミッションを明確にしてあげなければならない。</p> <p>評価の厳格性を高める必要がある。評価が不公平になれば人が離れていく。</p>	<p>数値目標については中期計画に規定される予定。</p> <p>理事長のマネジメントにより対応。</p>
辻委員	<p>すべての研究開発について、テーマ設定、アウトカムの段階からどういった市場をターゲットにどの企業で事業化するかといったことを明確化することをルール化しておけば、無駄な研究開発はなくなるのでは。</p> <p>人材育成について、大手の企業への派遣研修などにより企業ニーズが理解できるようになれば、事業化に向けた研究開発センサが磨かれるのではないかと。</p>	<p>理事長のマネジメントにより対応。</p> <p>職員育成に向けた、外部機関への派遣研修機会拡充について、中期目標に規定。</p>
谷口委員	<p>技術支援なり技術提携の対象は、センターだけでなく大学や国の試験研究機関など様々であり、センターはワンオブゼム。相談に行ったときに、他機関の技術動向にある程度精通し、技術を持っている他機関を紹介してくれるようなコーディネート機能も持つようにしてほしい。</p> <p>研究開発をするのもよいが、どっちつかずにしていたらいい研究も業務もできない。研究開発をしっかりと行う人、技術をしっかりと持ってアドバイザー的な業務を行う人といった線引きが必要では。何かフラッグシップ的な研究を行うのであれば、それにふさわしい人を配置して、専念できる環境で研究を行うのがよいのではないかと。</p> <p>数値目標がもっと必要では。数値が出てこない目標が抽象的に写る。</p>	<p>コーディネート機能強化について、中期目標に規定。</p> <p>理事長のマネジメントにより対応。</p> <p>数値目標については中期計画に規定される予定。</p>
副井委員	<p>研究と技術支援のバランスの必要性は理解できる。しかしながら技術支援も大事であるが、あまりに重きを置きすぎると、短期にはよいが、長期的には人材が育たなくなる可能性もある。研究に携わることも重要。</p> <p>研究員を「研究」と「技術支援」に切り分けをするのは理想的であるが、研究ができる人は技術支援もできるが、逆に研究ができない人は技術支援もできないもの。大学も同じ問題を抱えており、実際には難しい問題。</p> <p>職員のやる気を損なわないような経費削減目標を定める必要がある。</p>	<p>基礎研究についても可能な限り取り組むよう、中期目標に規定。</p> <p>理事長のマネジメントにより対応。</p> <p>運営費交付金の取扱いについて、中期目標に規定。</p>
中村委員	<p>技術支援は企業ニーズも多く大事と言いつつ、研究開発もしっかりやると言っている。大学でも教育と研究の二本柱を掲げているが、この部分のバランスが難しい。どちらかに力点を置くべきでは。</p> <p>県は技術支援・県民サービスが「主」で研究開発は「従」であり、先の見えない基礎研究はせずに、具体性のある実用化研究のみ特化して行いますということであれば、委員会としても評価がしやすいのでは。</p>	<p>技術支援を当面の最優先課題とすることについて、中期目標に規定。</p> <p>基礎研究についても可能な限り取り組むよう、中期目標に規定。</p>

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 役員報酬基準の考え方（案）

基本的考え方

有能な人材確保に向け、業務の困難性や同等な職務に対する社会一般での対価設定等を勘案。法人業績評価と個人評価を役員給与及び退職手当に反映。

役員給与

常勤役員給与 = 報酬 + 通勤手当

[報酬支給額] = 基本年俸額 + 業績給

業績給は評価委員会による法人業績評価結果、個人評価(理事長の場合は知事、理事の場合は理事長が評価)及び経歴等を反映。

(報酬の支給幅(評価によって業績給が変動))

	経歴係数が高い者の場合	経歴係数の低い者の場合
理事長	15,000千円程度～11,000千円程度	13,000千円程度～10,300千円程度
理事(常勤)	11,000千円程度～8,000千円程度	10,000千円程度～7,700千円程度

非常勤役員(監事を除く)給与 = 報酬(月額 180,000円)

退職手当

退職手当支給額は、県退職手当条例の規定に基づく算定額に、評価委員会による法人業績評価結果及び個人評価(理事長の場合は知事、理事の場合は理事長が評価)を反映。

(退職手当の支給幅(評価によって変動))

	一任期(4年間)で退職する場合
理事長	7,800千円程度～6,400千円程度
理事(常勤)	6,200千円程度～5,000千円程度

非常勤役員には支給しない。
地方独立行政法人方の規定に基づく解任の際、退職手当を支給しない。

参考(役員報酬決定までの流れ(地方独立行政法人法48条・49条))

地方独立行政法人

役員報酬の基準を定め、
知事に届け出

知事

役員報酬の基準を評価
委員会に通知

評価委員会

社会一般の情勢に適合した
ものであるかどうか、知事に
意見を申出ることができる。

上記案は知事査定未了のものであり、現時点における案。

[参考]他独立行政法人の理事長報酬支給例

【参考1】他地方独立行政法人(工業系試験研究機関)の状況

	概ねの年収額 (通勤手当を除く)	業績評価の反映
岩手県工業技術センター	11,800千円程度	なし
東京都立産業技術研究センター	17,900千円程度 ~12,400千円程度	年俸を10%増減

【参考2】国の独立行政法人(試験研究機関)の状況

	概ねの年収額 (通勤手当を除く)	業績評価の反映
産業技術総合研究所	26,600千円程度 ~21,800千円程度	業績給を支給
製品評価技術基盤機構	19,900千円程度 ~18,000千円程度	業績給を支給
経済産業研究所	23,300千円程度 ~19,500千円程度	業績給を支給
国際農林水産業研究センター	17,500千円程度 ~14,400千円程度	年俸、期末手当を10%増減
農業・食品産業技術総合研究機構	20,300千円程度 ~16,600千円程度	年俸、期末手当を10%増減

上記は各法人HP掲載の報酬支給規程より確認したものであり、概ねの額。

地方独立行政法人
鳥取県産業技術センター中期計画の考え方(案)

資料3

企業ニーズに基づいた機動的な運営を目指して



食品開発研究所(境港)



機械素材研究所(米子)



製品機能研究所(鳥取)

中期計画の基本的な考え方

鳥取県内唯一の技術支援機関として、自立化支援の役割を果たし「知の地域づくり」を目指す。

- (1) 企業ニーズにマッチした研究開発、技術相談、依頼試験、機器利用に対応
- (2) アジア諸国等に競争力で優位に立てる高い技術の研究開発
- (3) 産業集積の核となる人材育成

業務運営の改善や効率化等の推進について

- (1) 理事長を中心とした機動的な運営の確保など組織運営の改善
- (2) 人材育成プログラムの策定と効果的な実施など職員的能力開発等に努める
- (3) 産学官の各機関をコーディネートし、支援機能の充実を図る
- (4) 自己資金の確保や経費の削減など財務運営の改善を進める

中期計画の期間

平成19年4月1日～平成23年3月31日 4年間

住民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する事項（１）

企業の強力なサポーター機能

期待が多い技術支援への措置

技術支援（相談・現地指導）

依頼試験・設備利用

製品を安定的に製造するための設備利用

人材育成

技術サポート事業

組込システム開発人材育成事業

次世代ものづくり人材育成事業

戦略的商品開発支援事業（デザイン人材）

製品化支援

市場競争力のある独自性の高い製品開発

関係機関との連携強化

技術と経営の両面をワンストップサービス

高付加価値化及び新産業創出を図る

戦略的な研究開発の実施

「県内産業に役立つ研究開発」を基本 経常（基礎）研究

研究ニーズの発掘のための基礎的な調査研究

実用化促進研究

企業ニーズが強い緊急的な課題を実用化

共同・受託研究

高度な課題を連携により解決

産学官連携やセンターの総合力による高度な研究

競争的資金導入による研究

国などの競争的資金の導入による高度な研究

研究評価制度の実施

試験研究・事業の公平性、客観性、透明性の確保

地域、県民のニーズ、時代の要請に即した成果

住民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項（２）

起業化の支援

3庁舎への起業化支援室の措置
セミナー、講習会等の開催

各種広報媒体等を利用した技術情報の提供

ホームページの充実

競争的資金獲得方策と運営管理

競争的資金獲得
管理業務の運営

実践的産業人材の戦略育成

技術サポート事業の拡充
研究員派遣事業の創設

戦略的な人材育成と研究開発

「鳥取クリスタル・コリドール」戦略へ参画
液晶ディスプレイ関連産業における中核人材育成事業実施
「健・食・知スマート・コリドール」戦略へ参画
都市エリア産学官連携促進事業の中核機関

知的財産権の戦略的な取得と活用

知的財産マネジメントサイクルを確立

業務運営の改善及び効率化に関する事項

組織運営の改善

理事長が役職員と一体となった体制構築
意志決定の迅速化と業務の効率化

関係機関との連携強化

産学金官連携の強化

業務評価システムの確立

評価委員会の結果を業務に反映

職員の意欲向上と能力開発

優秀な人材の確保を推進
定期的に個人業績を評価
能力開発を図るため各機関へ研修の機会

業務運営の効率化と合理化

事務処理の簡素化電子化、業務の外部委託、PDCAサイクルを実施

広報活動の充実

利用の少ない企業のサービス内容の周知
や利用促進

財務内容の改善に関する事項

外部資金その他自己収入の確保

積極的に外部の研究開発資金を獲得
業務の効率化

経費の抑制

サービスの向上を図りながら業務の点
検

運営経費の抑制に努力

余剰金の適切な活用

決算において剰余金が発生した場合は、
企業支援の充実強化並びに組織運営及
び施設設備の改善に充当

短期借入金の限度額

* 億円

その他業務運営に関する重要 事項

コンプライアンス体制の確立と徹底

職務の遂行に当たっては、全体の奉仕
者としての自覚に立ち、常に公正性と
中立性を配慮した行動に努める

情報セキュリティ管理と情報公開
労働安全衛生管理

職員が、安全で快適な試験研究環境
に配慮

役職員への社会貢献意識の徹底

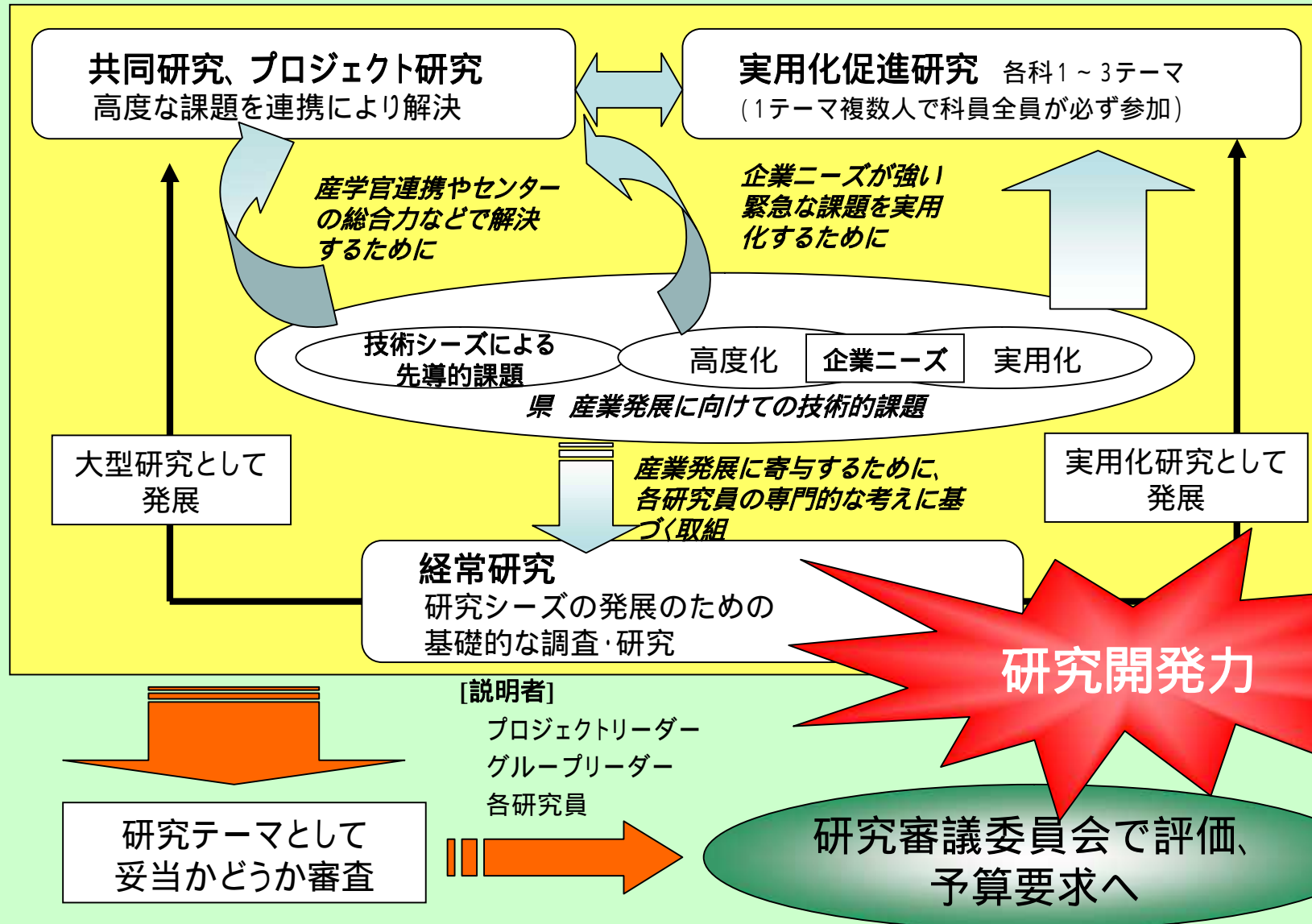
環境負荷の低減と環境保全の促進

省エネルギー及びリサイクルの促進
環境マネジメントの着実な実施

情報の共有化の徹底

鳥取・米子・境港3施設の情報共有化
組織としての円滑かつ効率的な意志
決定

鳥取県産業技術センターの研究開発体系



鳥取県内産業に役に立つ研究開発

重点研究開発分野として推進

集中化

競争的資金による研究

都市エリア産学官連携促進事業(文部科学省)

・染色体工学技術等による生活習慣病予防食品評価システムの構築と食品等の開発(H18～H19)

地域新生コンソーシアム研究開発事業(経済産業省)

・MEMS技術を用いたモバイル用超小型2軸ジャイロセンサの開発(H18～H19)

産学連携製造中核人材育成事業(経済産業省)

・液晶ディスプレイ関連産業における中核的人材育成(H18～H19)

鳥取県が進める2分野と地域資源

クリスタルコリドール(液晶関連産業等)

液晶をベースに複数の都市を有機的に結びつけて発展していく考え方、人材養成事業を実施

「健・知・食」スマートコリドール(食品開発分野)

生活習慣病の予防や安全で豊かな食生活の確保など健康で安全な県民生活を実現するために重要な部分

地域資源活用

鳥取県の持つ資源を活用した「鳥取らしさ」の促進

重点4分野

ライフサイエンス分野 (少子高齢化社会において生活の豊さを実現)

製造技術分野 (もの作りにより技術の高度化・高付加価値化)

ナノテクノロジー・材料分野 (本県製造業の技術革新を先導)

環境・エネルギー分野 (環境問題、地球温暖化問題への対応)

外部の競争的資金を積極的に取得

自立度向上のための支援プログラム

産技センター職員の日常活動

巡回活動

- 機器利用料パンフレットの配布
- 訪問目標を明示して実行
- 企業ごとに有意義な機器の紹介(各科)

広報活動

- ホームページの充実による広報活動
- 企業に機器関連情報としてPDF公開
- 機器利用へのすすめ

支援機能強化

活動の準備

準備の機能向上

- 訪問企業のリストデータベースの整備
- 持って行く資料の作成
- 機械、分析機器データベースの充実

活動を支援する項目

臨時研究員の能力向上

- 操作機器の拡大研修
- 職員のメーカー機器研修への派遣
- 新設機器の紹介
- 相互研修による機器の使える職員増

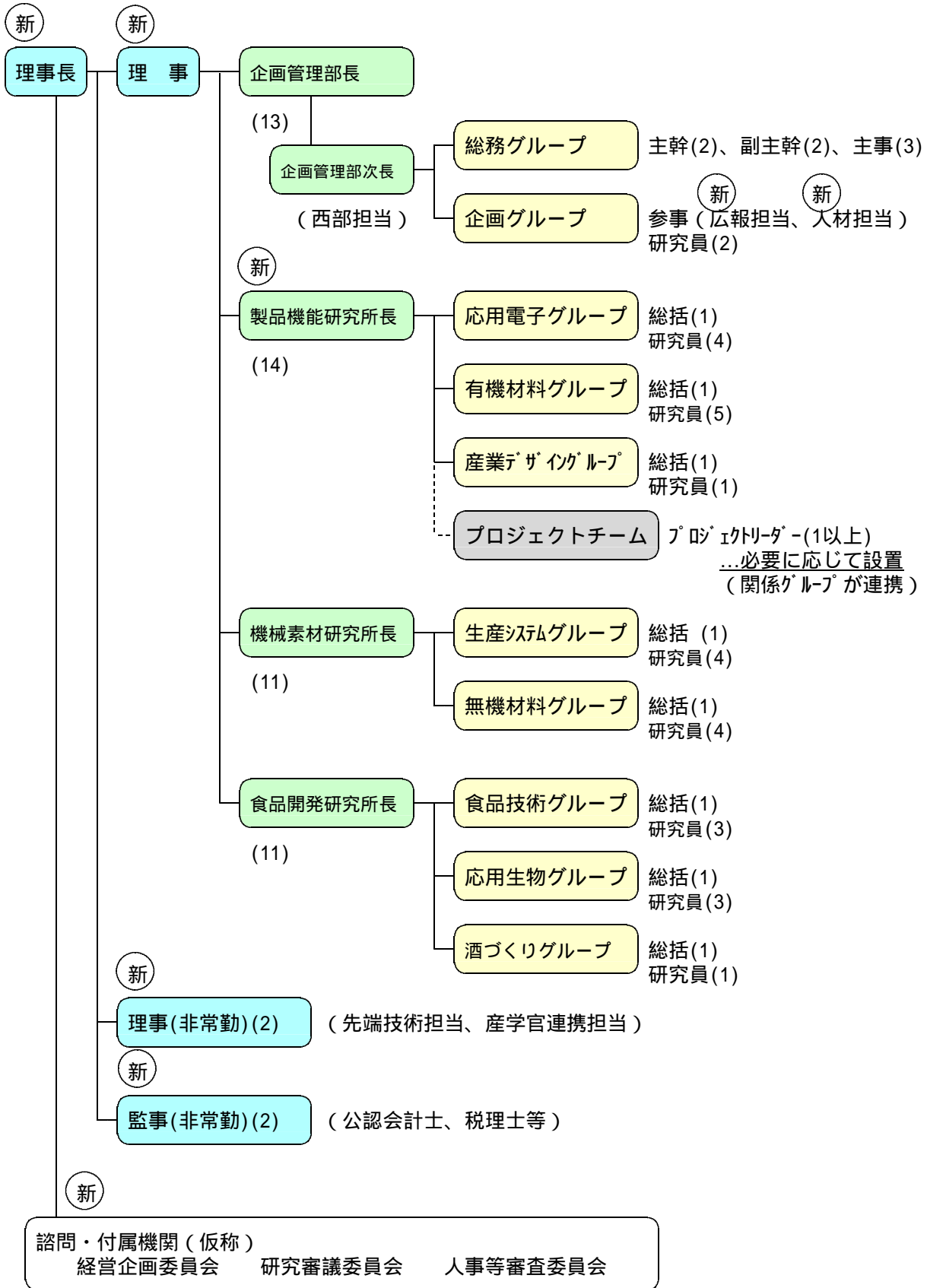
機器の更新・新規導入

- 企業からの要望のある機器の整備
- 使用頻度の高い機器の配置
- 規格試験内容の整備

その他

- 企業からの受付方法の整備
- 収納手続きの簡素化
- 機器利用の促進と受入体制の整備
- 機器利用の前処理作業スペース確保

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター組織体制（案）



関係法令

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抄）

（地方独立行政法人評価委員会）

第 1 1 条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（ 1 ）地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

（ 2 ）その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

（業務方法書）

第 2 2 条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第 1 項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

（中期目標）

第 2 5 条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

（ 1 ）中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

（ 2 ）住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（ 3 ）業務運営の改善及び効率化に関する事項

（ 4 ）財務内容の改善に関する事項

（ 5 ）その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第 2 6 条 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

(4) 短期借入金の限度額

(5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(6) 剰余金の使途

(7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 設立団体の長は、第 1 項の認可をした中期計画が前条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第 1 項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第 2 8 条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第 1 項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第 3 0 条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合

的な評定をして、行わなければならない。

3 第 28 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第 3 1 条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務諸表等)

第 3 4 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第 4 項及び第 99 条第 8 号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第 1 項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第 1 項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第 2 項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理等)

第 4 0 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第 3 項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第 1 項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第 26 条第 2 項第 6 号の剰余金の用途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第 1 項又は第 2 項の規定による整理を行った後、第 1 項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 設立団体の長は、前 2 項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見

を聴かなければならない。

- 6 地方独立行政法人は、第4項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 7 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

(借入金等)

- 第41条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第26条第2項第4号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。
 - 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。
 - 4 設立団体の長は、第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

(財産の処分等の制限)

- 第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。
- 2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(役員の報酬等)

- 第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業者の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

- 第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。
- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 法第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- （2） その他法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（委員会の組織）

第3条 委員会は、地方独立行政法人を所管する知事の事務部局（以下「所管部局」という。）において、地方独立行政法人ごとに設置する。

- 2 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、地方独立行政法人の運営に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（臨時委員）

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第 7 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、所管部局の機関において処理する。

(委任)

第 9 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(重要な財産)

第 10 条 法第 44 条第 1 項の条例で定める重要な財産は、予定価格 (適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額) が 7,000 万円以上の不動産 (土地については、その面積が 1 件 2 万平方メートル以上のものに限る。) 若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長予定者と
センター職員との意見交換会概要

日 時 平成18年12月23日(土) 14:30～17:20
場 所 産業技術センター大会議室
出席者 稲永理事長予定者、山口商工労働部長、岡村商工労働部次長、足森産業技術センター長、中山産業開発課長ほか

意見交換概要

1 稲永氏あいさつより(独法化成功に向けたポイント)

職員が一丸となって独立行政法人化に向けた目的を明確化・共有化すること。
法人の機能として、他との比較優位性(セールスポイント)を明確化すること。
予算だけでなく決算への意識を高めること。
法人内での情報の共有化を徹底すること。

2 以下質疑応答より(以下敬称略)

センター職員) 国の独法運営は財源的に国からの支援が大きい。県の財政状況も厳しい中、センター財源のあり方についてどう考えるか。

稲 永) 国は研究員一人あたりの研究費が1,000万円程度計上されているなど、研究費の面では恵まれている。しかしながら、行財政改革の流れの中で、毎年度1%の経費削減と、目標期間中での定数の5%以上削減が義務付けられている。競争的資金導入による外部資金獲得の必要性など、国も地方も同じような現状。ただ、センターの場合は、県からの交付金が業績により増減するなど、削減だけではなくインセンティブも働くようなシステムをお考えとのことで、期待している。

センター職員) 稲永氏は研究に特化された業務に今まで従事されているが、センター運営のあり方として、技術支援と研究開発のバランスについてどのようにされるお考えか。

稲 永) 他機関との比較優位性に着目して、他と競争して勝てる分野など、何らかの業務には特化すべきではと考える。ただ短期的な利益だけを求めるような近視眼的な発想になってはならない。結論から言うと、今すぐどちらかにシフトしなくてもよいと思う。業務を進めていく中で、県内企業のニーズなどから柔軟に対応すべきと考えている。みんなと一緒にセンターそのものの付加価値を高めていきたい。

センター職員) センターの概要を説明させていただいたが、どのように感じられたか。

稲 永) 非常に多岐にわたる業務を少ない人員・予算の中でよく遂行されているなというのが第一印象。独立するとはいえ、今後は県からの支援を受けながら運営していくわけなので、きちんと実績をあげていかなければならない。また、今後の課題として、情報の共有化が必要。特に今回のような互いが顔を合わせて行うような方法を考えなければならぬ。あと気になったのは、大学、産総研、民間大手研究機関などとの差異がよくわからなかった。今後はもう少し明確化していく必要があると思う。

- 山口) 国の独法化は、はっきり言って財政改革の一環。しかし、センターの場合は違う。岩手県のように県から職員を派遣するようなスタイルとは違い、本当の意味での独立行政法人化が達成されると考えている。
- 稲永) 節約や効率化の視点は運営上必要であるが、国の独法は全体のパイを減らすだけの観点になってしまっていることが残念。
- センター職員) 情報の共有化は大事なこと。4月1日からセンターは運営を開始していくわけであるから、それまでに稲永氏といろいろと意見交換をさせていただきたいと思っているが、メールアドレスを公開していただくことは可能か？
- 稲永) メールアドレスの公開は無理。現業務に専念をしなければならない立場であり、ご理解いただきたい。何らかの意見調整が必要であるならば、商工労働部でその方法を考えていただきたい。
- 岡村) 自身または産業開発課が窓口となって意見調整を行うこととしたい。
- センター職員) 米子や境港にいと情報が非常に遅く感じるときがある。研究員の理解と納得性を高めるような業務運営をお願いしたい。あと、鳥取には長くいらっしゃっているが、なぜ鳥取なのか、差し支えない範囲でお教えいただきたい。
- 稲永) 東大では、仕事の規模が大きくて自分の立場がよくわからなくなることがある。鳥大では、自身のミッションが明確であり、自分自身が見えるようになった。現在の仕事もやりがいはあるが、仕事の目的が見えなくなるときがある。自分は自身がよく見える立場で仕事をしてみたいと考えている。いろいろと転職しているので移り気のように思われるかもしれないが、長く同じ業務をしているとどうしてもマンネリ化してしまう。
- センター職員) 大きな試験研究機関では一つの分野に複数の研究スタッフが存在している。鳥取県の場合は一人一分野でありマンネリ化云々を議論する状況では無いことをご理解いただきたい。他機関との比較優位性の話があったが、センターの場合、企業にとってのホームドクター的な存在ではと考えている。あと、評価委員会では様々な分野から様々な意見が出されているようであるが、とりまとめるのは困難では。また、いきなりセンター運営を大きく見直すのではなく、最初はスローに入って、企業ニーズなどを見ながら順次見直すべきではと思う。
- 稲永) 研究スタッフの現状はよく理解しているつもりであり、そのためにも内外での連携強化がキーワードになると思う。
- 岡村) 中期目標の中で、センター運営のある程度の方向性を示すべきであるが、技術支援と研究のバランスに関する表記については、「最初はスローで、運営見直しはその後考える」的な表現も考えてみたい。
- センター職員) 稲永氏はセンター運営についてどのような夢を持っているか。また、センター職員にはどのような職員であって欲しいとお考えか。
- 稲永) 自分の存在がセンターの独法化に少しでも役立つことが大変うれしい。また、センターの活動は、県の最大のミッションである県民所得の増大につながると思っている。職員の皆さんに対しては、この職場が夢を持てるやりがいのある職場であることを認識するとともに、自分の職務と職場に誇りを持っていただきたい。
- センター職員) 稲永氏の人柄と考えに共感しており、今日はとてもすがすがしい気分。理事にはどのような役割を担って欲しいと考えているか。

稲 永) 技術的に自身とは異分野の方がよいと思う。またチームとして運営していくので人柄も大事。センター内職員とよく話ができ意思疎通ができる人がよいと考えている。

センター職員) 境港や米子には理事長はなかなか来てもらえないかもしれないが、なるべくフェイストゥフェイスで情報共有をしていただきたい。また、研究員で女性は自分一人。ユニバーサル的な考えを組織に注入する意味でも、女性研究員の採用について考慮いただきたい。

稲 永) 地理的なデメリットはあるが、できるだけフェイストゥフェイスで情報共有できるようにしたい。また、女性職員の採用については人数だけを考えるべきではないと思うが、絶対数があまりにも少ないことは問題。個人的な考えとしては、もし採用試験で男女同点であれば、女性を採用すべきではと考えている。ただこの件については皆と考えなければいけない部分。なお、センターそのものを女性が働きやすい職場としなければならぬと考えている。例えば託児所の設置や託児サービス利用への補助制度創設など。

センター職員) 稲永氏のお人柄なり説明はよく理解できたので、特に意見等はない。

～最後に～

稲 永) 身分の変動に不安を感じる方も多いかもしれないが、ほとんど変わらないと思っていただいて結構。自分も公務員型法人と非公務員型法人を往復するような形であるが、あまりそのようなことを意識した場面も無い。みなで一緒に考え、よりよいセンター運営となるよう頑張ってもらいたいので、よろしく願いしたい。

以 上